

第 3 回策定委員会における主な指摘事項と対応・方針

資料	指摘事項等	対応・方針等
3 - 4 「推進地区」の積極的なまちづくり	<p>大規模な土地利用の転換など、まちづくりのチャンスがあった場合に、市が必要だと判断できれば、「推進地区」として指定できるという規定が必要ではないか。</p> <p>一定の要件は必要だと思うが、市民が「推進地区」を提案する制度が必要ではないか。</p>	<p>「推進地区」は、市が主体的にまちづくりを進める地区であることから、市民発意のものについては、「地区まちづくり計画」の制度により取り扱いたいと考えている。</p> <p>ただし、土地利用転換が見込まれる大規模な土地を含む地区については、「推進地区」として定め得るものであるため、「推進地区」として指定できる地区に追加する。</p>
3 - 4 新青梅街道沿道まちづくりの推進	<p>土地取引の届出の部分と、新青梅街道沿道地区まちづくり計画の策定及びその後の届出に関する部分の二重構造になっているが、分かりにくいので、記載の方法を工夫すること。</p> <p>1（1）と1（2）は順番を逆にした方が良いと思う。一番の関心事である新青梅街道の話をもってきて、それに準じた地区として「推進地区」をもってきたほうがわかりやすい。</p> <p>協議会の設置を条例（規則）に書くのであれば、協議会の構成、役割、権限なども、条例に書く必要が出てくるかもしれないので、検討すること。</p> <p>新青梅街道沿道地区まちづくり計画として定めたものについては、指導にとどめるのか。しっかりと民主的な手続を取れば、義務とすることも十分可能であるが事務局の考えはどうか。</p>	<p>これまで推進地区まちづくり計画のひとつとして位置付けていた新青梅街道沿道地区まちづくり計画を独立させて、条例に定める内容を整理したうえで、1（1）と1（2）の順番を逆にする。</p> <p>「協議会の構成、所掌事務等は別に定める」と条例に定め、設置要綱などに定める。</p> <p>新青梅街道沿道地区まちづくり計画に定めた内容については、計画の決定後、速やかに地区計画等の法定制度へ移行することにより、強制力を高めることを考えている。</p>

まちづくり条例策定委員会

<p>3-4 市民発意の自主的「まちづくり計画」の制度化</p>	<p>現在の案では、市民の発意に対して、まちづくり計画という着地の仕方しか書かれていないが、行政施策や意見を提案するという着地の仕方もある。2本立てで考えなくてはならない。</p>	<p>市民のまちづくりに関する発意に対して、「地区まちづくり計画」と「テーマ型まちづくり方策」の2つの着地点があると考え、1(3)の内容を再構成する。</p>
	<p>テーマ型協議会の認定要件の「区域内市民等の1/10以上」というのは多すぎる。ある程度広いエリアも対象とするのであれば、要件を見直す必要がある。</p>	<p>テーマ型まちづくり協議会の認定要件を見直す。</p>